

事務事業チェックシート

事務事業No

事業名

13576

文化芸術推進基本計画策定事業

[事業基本情報]

[長期総合計画]

分野別目標	2	住みたいと選ばれる魅力があふれるまち
政策	5	郷土に誇りと愛着を育む文化・スポーツの振興と生涯学習の推進
施策	2	芸術・文化の振興
取組方針	1	芸術・文化活動の推進

事業区分(1)	事業経費	○	管理経費	
	その他			
事業区分(2)	自治事務	○	法定受託事務	
	その他			
会計・ 予算区分	会計	一般会計		
	款	総務費		
	項	文化スポーツ費		
	目	文化振興費		
	大事業	文化振興事業		
	中事業	文化芸術推進基本計画策定事業		

事業種別	継続		関連個別計画			
事業年度	無し	～	無し	担当課・担当課長・Tel	文化振興課	洲崎 敬一郎 435-1194
事業実施の根拠法令	文化芸術基本法、和歌山市文化芸術基本条例		関連課			

1 事業内容

事業目的	(「誰・何」をどういう状態にするための事業か)		全体事業概要			
	観光、まちづくり、福祉、教育等の各関連分野との連携を図ることを含む文化芸術推進基本計画を策定することで、本市文化芸術の発展を図り、魅力あるまちづくりにつなげる。		令和元年7月24日に和歌山市文化芸術基本条例を制定し、文化芸術推進基本計画の策定について規定したことに伴い、本市における文化芸術施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術の振興を図るため文化芸術推進基本計画を策定する。			
事業内容	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和02年度	令和03年度	
			文化芸術推進基本計画の策定のための市民及び関係団体への調査及び意見聴取等を行う。 文化芸術推進基本計画の素案の作成を行う。	文化芸術推進基本計画の策定		

2 事業コスト

事業費等(千円)	平成29年度		平成30年度		平成31年度		令和02年度		令和03年度	
	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	計画	決算
事業費	0	0	0	0	0	4,290	253	0	0	0
伸び率(%)	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	△100%	△100%	0%
人件費	正規職員	0	0	0	0	1,853	6,363	0	0	0
	正規職員以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	1,853	6,363	0	0	0
国庫支出金	0	0	0	0	0	2,145	125	0	0	0
県支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般財源(税等)	0	0	0	0	0	2,145	128	0	0	0
所要人数(人)	正規職員	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.23	0.79	0.00	0.00
	正規職員以外	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
主な予算内訳	【6月補正予算額(合計) : 5,727千円】業務委託料 5,721千円、使用料及び賃借料 6千円									

3 目標及び実績

活動指標	指標名	単位		平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和02年度	令和03年度
計画に係る進捗状況の管理	計画に係る進捗状況の管理	回	目標値			1	1	
			実績値			0		
			達成度(%)	%	%	%	%	%
			目標値					
			実績値					
			達成度(%)	%	%	%	%	%
成果指標	庁内協議会開催回数	回	目標値			1	1	
			実績値			0		
			達成度(%)	%	%	%	%	%
			目標値					
			実績値					
			達成度(%)	%	%	%	%	%

4 事業の評価

評価基準					
[妥当性]事業のニーズはあるか	○	増加している		横ばい	減少している
[妥当性]事業手段は妥当か	○	現行の手段でよい		一部見直しが必要	見直しが必要
[妥当性]官民の役割は妥当か	○	市が行うべき		他の主体との協働も可能	市が行う必要性は薄れている
[妥当性]緊急的に取り組む必要があるか		急いで取り組む	○	中長期的に取り組む	緊急性は薄い
[有効性]更に効果が期待できるか	○	できる		あまりできない	できない
[有効性]成果目標ほどの程度達成しているか		達成している (90%以上)	○	おおむね達成 (70~90%未満)	達成していない (70%未満)
[有効性]上位施策への貢献度		重要かつ高い貢献度がある	○	一定の貢献度がある	貢献度は低い
[効率性]事業費を抑制できるか	○	できない		制約はあるが可能性はある	できる
[効率性]受益者負担の見直し		適正	○	負担は求められない	見直しが必要

5 今後の方向性 (担当課評価)

事業内容の方向性	充実				
	現状維持				
	縮小				
	廃止	○			
		ゼロ	縮小	現状維持	拡大
コスト投入の方向性					

担当課評価の根拠	文化芸術推進基本計画の策定は、文化芸術基本法に規定されており、本市文化芸術の向上発展を図り、魅力あるまちづくりにつなげるためにも必要である。
見直し・改善内容	令和元年7月に和歌山市文化芸術基本条例を制定し、令和2年度に同条例に基づく文化芸術推進基本計画を策定し、今後、文化芸術施策が総合的かつ計画的に推進されるよう取り組む。